

渇水時における応急措置について

移動式ポンプによる配水などの応急措置にあたっては、その作業日当、ポンプのリース代、燃料代、機械運搬費について、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を活用することが可能です。

●多面的機能支払交付金

支援対象

【農地維持】異常気象後の見回りや応急措置

農地や農地周りの水路等の見回りの結果、**農用地に障害が生じるような状況である場合に**、必要に応じて応急措置（移動式ポンプによる配水等）を行うことができます。

ただし、多面的機能支払交付金は、**営農に必要な、恒常的に掛かる農業水利施設の運転経費に充てることはできません。**

支援対象

【資源向上(共同)】資源循環

地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うことや、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うことができます。

ただし、**多面的機能支払交付金の活動計画にこの活動項目が位置付けられている必要があります**ので、実施する場合は、活動計画の変更等が必要ないか、市町村の担当課へ確認いただく必要があります。

留意点

- ・活動の実施にあたっては、**組織内の合意を得ておくことが重要です。**
- ・対象となる農用地は活動計画に位置付けられた認定農用地に限ります。
- ・**令和7年度の渇水・高温対策により活動要件を満たすことが困難となった場合は、特例措置を適用したことを事後報告することで、交付金の返還が免除**されます。（別紙の「活用要件の特例措置」をご確認ください。）

変更点

●中山間地域等直接支払交付金

本交付金においても、協定参加者の話合いと合意により、渇水時における応急措置が可能です。ただし、使途は予め協定に定めておく必要がありますので、活用にあたっては市町村へご確認ください。

問い合わせ先

- 県 庁 農林水産部農山漁村振興課 0852-22-5396、5119
- 各市町村 多面的機能支払制度担当課
中山間地域等直接支払制度担当課

多面的機能支払交付金における渇水対策に係る取扱

令和 7 年 8 月 4 日
島根県農山漁村振興課

令和 7 年の渇水及び高温の状況は甚大な自然災害として、渇水・高温対策に多面的機能支払交付金を重点的に活用することが可能です。

本交付金による渇水等対策への支援としては、番水等の節水に係る配水管理や排水路やため池の底水等からの用水確保を行うための仮設ポンプの設置・運転等に係る経費を支出することなどが想定されます。

1 支援対象と支出の考え方

本交付金では、渇水時における応急措置として、2つの支援対象により実施することになります。

支援対象 1：農地維持（異常気象後の見回りや応急措置）

支援対象 2：資源向上（共同：資源循環）

今回の渇水・高温対策に限り、支援対象 1，2ともに資源向上（長寿命化）から交付金流用して対策を実施することが可能です。

2 活動要件の特例措置

本交付金を受けるためには、草刈や泥上げ等の基礎的な保全活動、施設の軽微な補修や植栽等の景観形成活動などを活動計画へ位置づけるとともに、計画した作業内容や回数を実施する必要がある、これを活動要件と言います。

通常、計画していた活動が実施できずに活動要件を満たすことができなかった場合には交付金の返還を求めることができますが、今回の渇水・高温対策に取り組んだことにより、活動要件を満たすことができなくなったとしても特例措置として交付金の返還が免除されます。



なお、特例措置の適用並びに長寿命化の交付金を流用した際の金銭出納簿及び実施状況報告の記載方法については、市町村、県協議会へご確認ください。

3 国庫補助事業等の地元負担

国庫補助事業、県単独事業及び市町村単独事業の地元負担金に多面的機能支払交付金を充てることはできません。

ただし、上記事業の地元負担金に中山間地域等直接支払交付金を充てることは可能ですので、活用にあたっては市町村へご確認ください。